

上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業 仕様書

1 事業の名称

上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

本業務は、捕獲者への捕獲通知システム（以下「本システム」という。）の導入により、罾見回りの負担軽減と捕獲の効率化を図る。

捕獲の際の見回りと報告の手間を軽減することで、高齢化が顕著な捕獲者により長く捕獲を続けていただくと同時に、新たな（特に若手の）捕獲者の参入障壁を低くすることで、新たな捕獲者の確保を目指す。

3 事業の内容

- (1) システムの導入
- (2) 親機、子機の購入
- (3) システムの運用・保守

4 契約期間等

- (1) 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (2) システムの運用開始は令和 7 年 12 月 1 日（予定）とする。

5 対象地域

上田市丸子・武石地域

令和 7 年度に導入を予定している概要等については以下のとおりとする。

地域名	捕獲者（わな資格所持）	捕獲頭数（R6）
丸子地域	24 名	715 頭
武石地域	16 名	763 頭

今後の計画

地域名	R7 想定する子機	R8 想定する子機	R9 想定する子機
丸子地域	20 台	30 台	30 台
武石地域	10 台	10 台	10 台

6 システムの内容

(1) 概要

- ア 複数の地方公共団体において導入実績があり、現在も利用されていること。
- イ 今後市内の他地域にも対象を拡大した場合、柔軟に対応できること。
- ウ 捕獲通知は捕獲者指定のメールアドレス等へ通知されること。

(2) 親機、子機の共通事項

- ア 無線免許が不要であること。
- イ 屋外での使用を前提とした製品であること。
- ウ 携帯電話回線が届かない場所や山間部でも通信が可能であること。
- エ 納品後、発注課が指定する日程で受注者が設置し、設置に係る現地指導を行うこと。
- オ スマートフォン、パソコン、タブレット等で親機及び子機の位置情報が確認できること。

(3) 親機

- ア 子機から受信した情報を管理者等に通信されるものであること。
- イ 電源は太陽光発電で蓄電し、それと連動した蓄電池を使用するものであること。
- ウ 捕獲時以外に、バッテリー低下または子機異常時にも管理者等に通知する機能があること。
- エ 親機の設置及び移設が可能であること。

(4) 子機

- ア 罠が作動した情報及び罠の位置情報を伝えるものであること。
- イ 親機との通信が正常であるか確認できる機能があること。
- ウ 乾電池を使用し、6 カ月程度交換が不要であること。
- エ 通信距離が山間部や起伏が生じる場所以外で 5km 以上あること

(5) その他

- ア ユーザー ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、使用者ごとに詳細な権限（閲覧権限等）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- イ 特定の権限を有するシステム管理者（森林整備課、丸子・武石産業観光課）専用のアカウントを利用し、課をまたいだ統合的な管理ができること。

7 システムの導入

(1) セットアップ・導入フォロー

運用を開始するに当たり、当市の要求があった場合は設定作業等の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ア 運用開始前に操作マニュアルを作成し、提出すること。
- イ 操作マニュアルは、電子データ一式を提供すること。
- ウ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー又は操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- エ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(3) 操作研修

当市から別途要請があった場合は、操作方法の習得を目的とした研修を上田市内またはオンラインにて開催すること。

8 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合は、事前に当市へ申し入れること。

(2) 障害対応

- ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること
- イ 障害が発生した場合には速やかに当市及び該当する利用者に報告し、早期復旧を図ること。

(3) システム保守

- ア システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的実施すること。
- イ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

9 留意事項

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならない事項、及び本仕様書に記載のない事項であっても本業務を遂行するために必要な事項は、全て実施すること。
- (2) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等については、他社への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、当市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

- (5) 受託者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている当市に係るデータを完全に消去すること。ただし、データを消去する前に、市が必要とするデータの提供を行うこと。
- (6) 受託者は、当市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (7) 受託者は、当市の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報の保護を実施すること。
- (8) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。